

第3回 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議 議事要旨

開催日時：平成25年8月28日（水） 18：40 ～ 20：00

開催場所：吹田市役所 低層棟 3階 研修室

出席者：《委員》

副市長 山中久徳 委員長、こども部長 春藤尚久 副委員長、
総務部長 牧内章 委員、行政経営部長 門脇則子 委員、
福祉保健部長 守谷啓介 委員、教育総務部長 原田勝 委員、
学校教育部長 梶谷尚義 委員

《事務局》

増山こども部次長、藤本子育て支援室長、熱田こども育成室長、
西村こども育成室保育幼稚園課長、笹川こども育成室参事、
山本こども育成室参事、小田片山保育園長

傍聴者：60人（時間内傍聴希望受付け者66人による抽選を行い60人に決定）

その他音声のみの傍聴をした者26人（上記傍聴者決定抽選に外れた6人を含む）

次第：1 委員長あいさつ

2 委員紹介

3 議題

（ア）吹田市公立保育所民営化実施計画案

（イ）その他

会議開催にあたり

《事務局》 傍聴受付時間内に受付を行なった傍聴希望者は66名であり、傍聴者の定員は原則10名であるが、会場に60の傍聴席を設けることが可能であったため、傍聴者の定員を60名とし、抽選にて60名の傍聴者を決定し、会場に入室いただきたい。抽選に外れた6名の傍聴希望者には、別室にて音声のみの傍聴を行いたい。また、傍聴受付時間後にいらっしゃった傍聴希望者についても、別室にて入室可能な人数の範囲において、音声のみの傍聴を実施したい。

《委員長》 事務局の提案を了承したいがいかがか。

※出席委員全員了承する。

《事務局》 前回より、吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」）の内容や運営方法等につき傍聴希望者にアンケートを実施することとなったので、本日もアンケートを実施し、アンケート結果を次回庁内検討会議の参考とすることを報告する。

議事要旨：

- 1 委員長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議題

(ア) 吹田市公立保育所民営化実施計画（以下、「民営化実施計画」）案

《事務局》 まず、資料2 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議アンケート結果から先にご説明する。前回、第2回目の庁内検討会議のために来場された83名の内、69名の方からご回答いただいた。ご回答いただいた方の内、吹田市内の方が52名、市外の方が15名であった。また、公立保育所の保護者の方が12名、その他の方が53名であった。資料2の下段から裏面にかけて、いただいた主な意見をお示ししている。本日の庁内検討会議においては、本アンケートの意見を踏まえて進めていただくようによろしくお願ひしたい。

続いて、民営化実施計画案についての説明に入らせていただく。今回、民営化実施計画案を作成するにあたり、外部の有識者等から意見を聴取するために、吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議（以下、「外部アドバイザー会議」）を設置し、保育所民営化に係る貴重なご意見をいただくことを以前にご説明をさせていただいた。第1回庁内検討会議の検討と並行して、6月11日から外部アドバイザー会議を4回開催している。その中で、民営化実施の基本的な考え方については、内容全般について反対のご意見はなかったが、いくつかのご意見・ご提案をいただいている。今後の民営化後の事業者募集に係る資格の内容については、規制緩和されている中では、一定門戸を開いたかたちで公募を行うものの、選定では、保育内容を継続・向上できる事業者とすること、また、障がい児保育制度の重要性、公募にあたっては民間での活力が十分に発揮できるかたちとすること等の意見があった。本民営化実施計画に織り込みの内容や今後協定書等の作成等、検討事項の内容の整理をするとともに、本日もご議論いただく民営化園の選定の基本的な考え方等と精査して、民営化実施計画案としてとりまとめていきたいと考えている。

資料1は、民営化実施計画案策定にあたり外部アドバイザーからいただいた、民営化する保育所の選定の基本的な考え方（選定の基準）についての意見である。外部アドバイザーにいただいたご意見を項目毎に記載をしている。

資料3は、そのような外部アドバイザーの意見を参考にしながら、事務局・吹田市公立保育所民営化庁内検討会議作業部会（以下、「庁内作業部会」）において、民営化する保育所の選定の基本的な考え方に関する案文を作成したものである。この案文についてご説明させていただく。

資料3の3 民営化する保育所の選定の基本的な考え方は、(1) 民営化園選定基準と (2) 実施年次選定基準に分かれている。本市には、公立保育所が18園ある。民営化園選定にあたっては、公立保育所が配慮や支援を必要とする児童を多く受け入れているというセーフティネット的な役割と、地域の子育て支援の地域拠点としての機能等を考慮し、まず、公立保育所が市域に適正に配置されることを最も重視するものとする。その上で、民営化した場合に、

より安定的・継続的な園運営ができる条件を満たしているのはどの園であるかを総合的に判断し、民営化する5園を選定することとしている。

まず、(1) ア選定基準1である。公立保育所の適正な配置を重視して判断する。(ア) 市域をまず6ブロックに分け、各ブロックにできる限り均等な箇所数の公立保育所を配置する。

(イ) 各ブロックからの選定については、各ブロックをさらに2つの地域に区分し、できる限り1つの公立保育所を配置するというものである。選定基準のブロックを検討するときの6ブロック及び12地域ブロックの分け方については、お手元の参考資料の1頁、吹田市保育所配置状況図をご覧ください。

次に、(1) イ選定基準2であるが、民営化した場合により安定的・継続的な園運営が期待できる条件を満たしているかを総合的に判断する。①地域の人口が多いこと②地域の就学前児童数が多いこと③地域の就学前児童数が増加が大きい、または減少が少ないこと、つまり、就学前児童数が安定的に多いということである。④園児の充足率が高いこと⑤地域の今後の開発見込み戸数が多いこと⑥保育所敷地面積が適正規模であること。選定基準2は、選定基準1からさらに絞りこむときの条件としてお示ししている。

また、(1) ウ補足的な選定基準として、選定基準2で示す条件では、大きな差がなく判断が困難な場合には、将来見込まれる幼保一体化整備の可能性を考えながら、選定をするということを考えている。

アイウと進んでいって、民営化園を絞り込んでいくものである。なお、外部アドバイザー会議の中で、他市での民営化園選定については、どのような項目でされているのかというご質問があったので、参考資料の2頁で、参考までに民営化園選定基準の他市の事例をお示しした。なお、他市での民営化園を選定された時期については、国の三位一体（さんみいったい）の改革が行われ、公立保育所の民営化が進んだ平成16年（2004年）頃が多い。

さらに、選定基準2に関して、具体的にはどういった数値になっているかということをご参考資料の3頁で、18園毎に数値をお示ししている。なお、この18園を並べるときに、※千里山・佐井寺地域については、千里山春日という区分と佐井寺五月が丘という区分があるが、佐井寺五月が丘区分については公立保育所がないので、12ではなくて11の区分となっている。

資料3 (2) 実施年次選定基準であるが、民営化する5園を(1) ア選定基準1で選定した後、各園の(1) イ選定基準2の①から⑥の条件について順位付を行い、すべての順位の合計点の小さい保育所から民営化することとしている。人口、就学前児童数の安定、園の充足率等で民営化予定の5園の中で、順位付を行ない、民間として運営がしやすい条件の整っているところから民営化していくという案をまとめ、平成28年度（2016年度）に1園、平成29年度（2017年度）に2園、平成30年度（2018年度）に2園と、最終的な年次計画についてお示しをした。本日は民営化する保育所の選定の方法等についてご意見を頂戴したい。

《委員長》 事務局より説明のあったように、外部アドバイザー会議でいただいた意見と、他市の選定基準の状況等を参考に、庁内作業部会での整理を経て、資料3として民営化実施計画案の3 民営化する保育所の選定の基本的な考え方の案を示している。まずは、質問等があれば、伺いたい。

《原田委員》 資料1（3頁）の近隣状況で、(ア)の近隣の私立幼稚園・保育所へ配慮をする項目を入れる必要もあるのではないかと外部アドバイザーからの意見があるが、資料3（7頁）選定基準には当該項目は入っていないようである。この項目につきどのように考えているの

か。また、同じく資料1（3頁）の幼保一体化と保育所民営化で、（ア）の幼保一体化への移行の検討も進んでいるとのことだが、両者はどう捉えるのか検討が必要であろうとの外部アドバイザー意見についても、どのように考えているのか。さらに、資料3（7頁）の選定基準について、イ選定基準2の①から⑤までは数値化できるが、⑥の保育所敷地面積が適正規模であることとは、どの程度を想定しているのか。

《委員長》 今、3点の質問があったが、その点について回答いただきたい。

《事務局》 外部アドバイザー会議でのご議論の中で、近隣の私立幼稚園・保育所へ配慮をする項目を入れる必要もあるのではないかとのご意見もいただいた。しかし、民営化にあたっては、すでに保育所として運営されている保育所を原則としてそのまま民間へ移管していくということであり、民営化により、事業主体が変わるということが一番大きな変化である。民営化で事業主体が変わることのみにより、近隣の私立幼稚園・保育所に、大きな影響を及ぼすということを合理的に説明することは困難であると判断し、公平で合理的理由が必要とされる選定基準として、当該項目を入れることはしていない。

続いて、幼保一体化と保育所の民営化との関係であるが、幼保一体化については、昨年度末に市として、「吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン」を策定し、公立幼稚園・保育所については、幼保一体化施設へ移行していくという方向性を示した。一方、保育所の民営化については、平成23年（2011年）11月の時点で公立保育所のアウトソーシング推進に取り組むことを政策決定している。公立幼稚園・保育所が、老朽化や充足率等の様々な問題を抱えている現状においては、並行して幼保一体化の検討も必要である。民営化の議論が進み、民営化実施計画案をとりまとめる段階では、幼保一体化の検討経過や内容も提示する予定である。ただ、基本的に民営化の検討に際しては、幼保一体化施設への移行を前提として民営化の園を選定するというのではなく、資料3（7頁）ウの補足的な選定基準に示しているように、選定基準2での選定が困難な場合には、今後見込まれる幼保一体化整備の要素を選定基準として勘案したいと考えている。幼保一体化を優先するというのではなく、十分に連携をとって進めていきたい。

3点目の保育所敷地面積の適正規模であるが、保育所敷地面積の適正規模の明確な考え方はない。適正規模は、過疎化をしているところ、人口が増加しているところ等条件が異なるため、他市との比較は難しい。そのため、本市としての適正規模を考えると、本市の公立保育所は、120名定員のところが多いので、本市内の120名定員位の私立保育所の平均的な敷地面積等が参考となると考えている。

《梶谷委員》 保育所敷地面積の適正規模について、私立保育所との比較を参考とするとの事務局回答であったが、120名定員の私立保育所だけでなく、実際の私立保育所の敷地面積の平均はどのくらいなのか。また、第1回の庁内検討会議資料で、資料7（13頁）「公立保育所のアウトソーシングの推進について」では、公立保育所のアウトソーシングについて取り組むという方向性の中で、平成30年度（2018年度）までに概ね5園程度とあったが、本日の資料3（7頁）では、民営化する5園を選定となっている。「概ね」及び「程度」という言葉が無くなり、5園を選定するという根拠は何か。さらに、同資料3（7頁）では、公立保育所には、配慮や支援を必要とする児童を多く受け入れているというセーフティーネット的な役割があり、子育て支援の地域拠点としての機能等があることを考慮するとあるが、本市の公立保育所が、こういった役割を果たしてきたことは極めて重要だと考える。本市の公立保育所の特別保育等

の実施状況は、延長保育、障がい児保育、緊急保育、地域子育て支援事業等は全園で実施されているが、一時預かり実施園は吹田・いずみ・藤白台保育園の3園だけである。公立保育所としての役割や機能等を十分に考慮するという考え方ならば、この3園に関しては、十分な考慮の結果、民営化対象から除外するとも考えられるのだがどうか。

《事務局》 保育所敷地面積の適正規模だが、本市内に120名定員規模の私立保育所は数園あり、その保育所敷地面積の平均は、約1,363平米である。次に、概ね5園程度ということだが、平成23年（2011年）11月に公立保育所のアウトソーシング推進に取り組むことを政策決定後、平成24年（2012年）の2月に「吹田市アウトソーシング推進計画」を策定する中で、職員の数について一定検討を加えて、民営化5園という結果及び年次計画が出ている。平成22年（2010年）4月の総務省定員管理調査において、全国の特例市の平均水準との比較をする中で、吹田市では保育所勤務の職員が95名超過しているという状況であった。公立保育所1園の職員定数は、平均18から19名であり、95名の超過職員の人員削減ということに鑑みると、概ね5園程度とは、5園を指しているとは判断し、検討を行っている。どの園を民営化しても、5園を選定すると、職員の削減人員数は90名程度となると考える。

一時預かりについては、現在、公立保育所3園で実施し、私立保育園でも6園で実施していただいている。私立保育所の一時預かり利用者は、就労を理由とする保育所入所の基準に満たない非定型で就労されている方が多く、公立保育所の一時預かり利用者は、リフレッシュや保護者の病気等の急な預かりが多くなっている。一時預かり実施の公立保育所が仮に民営化されて、民営化後に当該園で一時預かりを実施しなくても、他の私立保育園で実施していただくことも可能であり、また、現在実施している公立保育所3園以外の公立保育所等でも実施を検討することは可能であるので、一時預かりを実施している公立保育所を民営化園選定対象から除外することは予定していない。

《門脇委員》 一時預かりを実施している公立保育所を民営化園選定対象から除外しないということだが、民営化後の事業主体が一時預かりを実施しなければ別の所ということでは、基本的には現在の保育内容を引き継ぐという考え方と相違しないのか。

《事務局》 一時預かりについては、入所児童の保育ではなく、地域にお住まいの方のリフレッシュや非定型で就労されている方の需要に応えるためのものである。民営化にあたり、基本的には現在の保育内容を継承するというのは、現在の入所児童については少なくとも継承していく、地域子育て支援事業についても、継続していくということであるが、一時預かりについては、他の私立保育園や公立保育所等でも事業が可能であるということである。

《副委員長》 事務局説明を補足する。一時預かりについては、公立保育所でなくても実施可能な事業であり、現在の一時預かり事業の枠を減らさないように対応は行い、別の場所を使っての実施の検討もしている。当該地域の中で実施していきたいと考えている。また、吹田市アウトソーシング推進計画について、全国の特例市と比較した場合の保育所勤務職員の超過人数は、事務局の説明にあったように95名だが、府内の特例市と比較した場合は、65名程度本市が多いという状況であった。それらを勘案する中で、5園というのが適当ではないかと判断したものであるので、ご理解いただきたい。

《門脇委員》 第1回の庁内検討会議資料で、資料7（13頁）「公立保育所のアウトソーシングの推進について」の、実施に向けた課題の中で、アウトソーシングの条件整備として、施設の老朽化対策ということがあり、また、外部アドバイザー会議での意見にも老朽化対策への指

摘があったかと思う。本日の資料3（7頁）の民営化する保育所の選定の基本的な考え方では、選定基準1が公立保育所の適正な配置で、選定基準2が安定した園運営が条件となっており、施設の老朽化状況等には全く触れていない。第1回の庁内検討会議の際も、施設の老朽化対策等は別途協議していくとの事務局説明であったが、施設の老朽化状況等を選定基準としないのはどうしてか。また、同じく第1回の庁内検討会議資料で、資料11（26頁）の公立保育所施設状況の中で、用地所有状況があったが、本日提示の選定基準では、用地所有状況にも触れていない。市有地ではなく府有地や国有地の保育所が民営化された場合の継続性等はどのように担保しているのか。

《事務局》 公立保育所の施設老朽化については、最も新しい施設でも建設から30年が経過している。建物の寿命から考えると、どの建物も同様に老朽化が進んでいるということであり、その中で5年や3年の経年差の老朽化度合いで選定の優劣はつけにくいと判断し、どの園もほぼ同じ条件であるということで、施設の老朽化等について選定基準とはしていない。また、用地所有状況であるが、市有地、借地、府有地、国有地等あるが、基本的には土地の条件で民営化園を選定するよりは、市域での公立保育所の適正な配置及び今後の安定的・継続的な園運営という項目で絞っていくべきであると考え。民営化後に、用地所有状況等が園運営の支障とならないよう、用地所有状況等に関わらず園運営が同様にできるよう、市として支援を検討していく必要があると考える。なお、それぞれの用地所有者に対して、民営化した場合に継続して用地を使用することは可能かと問い合わせた結果、可能であると返答いただいている。

《副委員長》 事務局説明を補足する。第1回の庁内検討会議資料で、資料7（13頁）「公立保育所のアウトソーシングの推進について」の、実施に向けた課題の中で、アウトソーシングの条件整備として、施設の老朽化対策が記載されていることについては、それを民営化園選定の条件にするのではなく、当該施設の老朽化状況等を一定把握した上で、補修等も含めて適正な助成を行い譲渡すること等を検討していく。また、緊急に修繕が必要な箇所は修繕をしてから引き渡す等の対応を検討することで、条件整備としての施設の老朽化対策は担保していきたい。

《守谷委員》 障がい児保育等については、私立保育所は多いが、公立保育所は1つしかないような地域割りの場合、当該公立保育所が民営化されて、今後新たに公立保育所の障がい児保育等を利用したい方が、遠くの公立保育所まで通わなければならないのは大変な負担である。

《事務局》 公立保育所の障がい児保育については、経験豊富な保育士によるノウハウの積み重ねや、保健師・看護師等の巡回等により実施している。この水準を守るために、必要な助成を行う・増額するといった支援体制を強化していくことを検討したい。また、民営化園だけでなく、私立保育所全てにおいて積極的に障がい児を受け入れていただけるような環境を整備する必要があると考えている。また、障がい児保育だけのためでなく、看護師の配置は必要であろうと考えている。

《副委員長》 事務局説明を補足する。私立保育所でも障がい児は可能な限りは受け入れていただいている。ただし、多くの障がい児を受け入れるためには、さらに環境整備が必要である。障がい児を受け入れるためには、経験のある保育士を障がい児に1対1で配置することも必要であり、私立保育所の運営費助成では足りない部分があるのではないかと、私立保育所

との懇談の中でもご指摘いただいた。障がい児保育については、金銭的な助成と、ノウハウの支援体制の2つは最低限検討していき、民営化園に限らず、私立保育所全体に実施を進めていただけるような環境整備をしていく市の努力も必要だと考えている。

《守谷委員》 保育園で障がい児をみるという場合、身体的な看護をする場合の看護師も必要だが、知的障がいや、さらには発達障がいといって、グレーゾーンの子どもが多数出てきている現状の中で、そのような発達理論の研修やノウハウの継承にきちんと前向きに取り組んでいるか等も重要である。公立保育所を民営化した際に、当該地域の障がい児の保育を保障するためには、当該民営化園だけでなく近隣の私立保育所の環境整備をする必要があると考える。

《委員長》 障がい児の受け入れだが、現在公立保育所において実施している条件・環境整備が必要不可欠であり、経験や知見を踏まえた保育士の配置も必要であるというご意見であるが、それについてどうか。

《副委員長》 私立保育所と公立保育所では保育士の経験年数にも差異があるというのが現状である。民営化するにあたり、そのことも環境整備していかないと手を上げていただける事業者がないのではという懸念もある。まずは、市として支援体制をどう行うかを打ち出すことで、移管事業者に安心して園運営ができる見込みを立てていただくということが重要だと考える。障がい児保育や看護師配置についての市としての考え方も整理していきたい。

《門脇委員》 私立保育所への環境整備ということだが、市としての新しい補助事業については、慎重に、別の場で政策決定をするべきであると考えている。先ほど、一時預かりは当該園限定のものではないので、全市的に対応ができるということであったが、障がい児保育は違う。当該園できっちりと受けていくものだと考えるが、民営化した場合でも、公立の保育内容を基本的には継承するならば、そのための看護師配置やその他の金銭的な助成等については、できるだけ配慮が必要であろう。しかし、これは予算を伴う事柄であるので、別の場で改めて検討する必要があると考える。

《副委員長》 公立保育所が障がい児を多く受け入れていることを是としてその枠を守っていくということが本来的な姿ではなく、私立保育所にもさらに障がい児を受け入れていただくように支援することが大切である。もちろん現在入所中の障がい児は、民間へ移管をしても、そのまま受け入れていただくということが前提であるが、民営化園は障がい児を民営化前と同数程度受け入れるが、他の私立保育所は変わらないということではなく、私立保育所全体が障がい児の受け入れを積極的に行っていただけのような環境に持っていくことが理想であり、公立保育所や民営化園は現在の枠を守るべきということは少し違うのではないかと考えている。その点を踏まえて現実的にどうしていくかを市の中で協議していきたい。

《委員長》 民営化園の選定基準について他に意見はあるか。

《原田委員》 資料3(7頁)だが、選定基準1での検討を経て選定基準2の検討を行うと、参考資料3頁をみると、市域のブロック割り毎に検討をしたとしても、待機児童数や就学前児童数に差が出るであろう。待機児童対策として民営化をしてはどうかと思うが、どう考えるのか。

《事務局》 待機児童対策となるような民営化園選定基準を考えてはどうかという意見は外部アドバイザー会議においてもいただいた。しかし、市域で、待機児童が増えている地域、そうでない地域等が存在する状況であり、待機児童対策を優先して選定すると1つの市域ブロックに民営化園が固まってしまう。先ほどからの議論にあるように、障がい児や様々な支援家

庭等への対応も含めたセーフティネットとしての役割が公立保育所には求められており、その役割や機能を果たすためには市域にバランスよく公立保育所が配置されていることを重視すべきであると判断し、選定基準1を設けた。選定基準2では、就学前児童数の多さや充足率の高さ等、民営化した場合に安定的・継続的に園運営できる条件となるが、充足率が高いということは待機児童数が多いということと言える。第1回庁内検討会議でもご説明したが、待機児童の解消は喫緊の課題と考えているので、平成28年度（2016年度）の民営化開始を待たずに様々な方策を検討していきたいと考えている。

《副委員長》 事務局説明に補足する。待機児童対策としての民営化という視点は、民営化後の事業主体に大きく左右される。資力があって、建て替えをしていただけ、受け入れ児童数を増やしていただけるかという点に着目し、民営化後の事業主体を選定したとしても、その建て替えがすぐに進むかどうかはわからない。待機児童対策としてはっきり見込めるものではないので、選定基準にするべきではないと判断した。待機児童対策については、今すでに待機されている方がたくさんおられるので、認可外保育所の活用を検討している。また長期的な方策としては、来年度子ども・子育て支援事業計画を策定して、量的な見込みを立てるので、少し長い視点を持って整備していくかどうかを決めたい。短期的な方策と長期的な方策の両面から待機児童対策を講じていきたいと考えている。

《委員長》 本日までいただいた意見を踏まえて、庁内作業部会での検討を行い、次回に、民営化実施計画案の最終案を報告させていただくとともに、民営化園選定の詳細資料についても提示し議論をさせてもらいたい。

(イ) その他

《事務局》 本日の議題は以上であり、次回は、民営化園選定の詳細資料を提示するとともに、最終回となるので、民営化実施計画案について、最後の議論をいただき、まとめていただきたい。開催日は、9月2日月曜日であり、日程等はすでに市のホームページ等でお知らせをしている。また、本日の会議の資料・議事内容等については、市ホームページ等への掲載を予定している。

《委員長》 事務局説明にあったように、次回民営化実施計画案を提案させていただき、委員の皆様を確認いただいた後、市の方針を公開できるようにしたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。他に質問等がなければ、今日の会議は閉会とする。

以上